

令和２年度 第３回
木更津市

国民健康保険事業の 運営に関する協議会

書面表決書提出期限：令和３年２月２６日（金）

令和3年度 木更津市国民健康保険 事業計画（案）

令和3年2月
市民部保険年金課

1 基本方針

令和3年度の国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目途として、次に掲げる主要事業の積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

2 主要事業

令和3年度の国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策事業
- (2) 適用適正化対策事業
- (3) 医療費適正化対策事業
- (4) 特定健康診査・特定保健指導事業
- (5) 保健事業
- (6) 広報啓発事業

3 個別の事業計画

(1) 収納率向上対策事業

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、財務部収税対策室で毎年4月下旬に策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき実施する。

① 市税等徴収対策本部による市税全般の収納率向上対策として、休日臨戸・自動音声電話催告さらには、夜間臨戸を実施し更なる収納率の向上に努める。特に国保税現年度収納率向上に向けた、出納整理期間（4月～5月）及び催告書・警告書発布時における夜間臨戸を実施し、対策強化に努める。

② 資格書交付世帯対策

資格証明書交付世帯が、国保財政圧迫の要因となっていることから、この縮減が急務となっているが、所得の減少や多重債務等により納付の意思はあっても納付に結びつかない状況である。

資格証明書交付世帯に対する文書催告、休日電話催告や、休日電話催告、休日臨戸・休日納税相談等により、滞納額の縮減に努める。国保資格の異動の際や、高額療養費、特別療養費、葬祭費等の給付業務の中で、納税相談、国保税への充当など、収税対策室と連携した取り組みを積極的に推進する。

③ 口座振替の利用推進

収納率向上に効果的な口座振替について、保険証や納付書の発送時のチラシ同封や広報きさらづへの掲載、転入者の国保加入及び確定申告の手続き時の勧奨等、あらゆる機会をとらえ利用促進を図る。

④ 自主納付の促進

利便性の高いコンビニでの納付・キャッシュレス納付（決済）の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知するとともに、新たに督促状での納付を可能とする（予定）ことで、自主納付の促進を図る。

⑤ 滞納者対策

担税能力や財産や納税意思の見極めを行うとともに、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、差押予告書等を発付のうえ、速やかに滞納処分を執行する。

⑥ 短期保険証及び資格証明書の交付

滞納者に対しては、分納誓約者の納付状況を確認した上で短期保険証を交付する。

また、短期保険証の更新時の呼出納税相談や、弁明書提出の機会を活用して、収納率の向上に努める。

なお、納付催告、納税相談等に応じない者に対しては、税の公平負担の観点から資格証明書を交付する。

(2) 適用適正化対策事業

① 適用適正化調査の実施

被保険者資格の適用事務は、国保事業を運営する上での基本的な事項であり、適正な資格を把握することは極めて重要であることから、１１月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。

② 保険資格重複適用者対策

日本年金機構と連携を図り、国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、保険資格の重複を確認し、保険資格の異動手続きを促すものとする。

③ 保険資格未適用者対策

国民年金第2号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金等の資格を喪失した者に対して、国保加入の手続きを促すものとする。

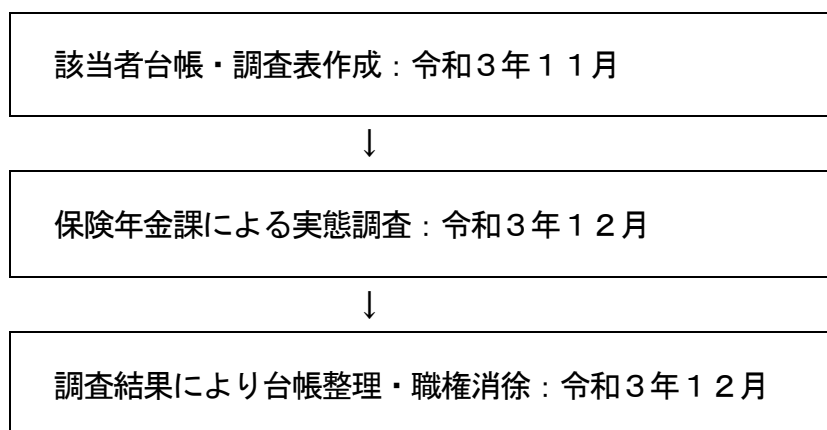
④ 適正な賦課

市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底するとともに、年度途中の転入者で未申告の者には、「国保税申告書」を送付し、適正な賦課に努める。

⑤ 居所不明被保険者実態調査

国民健康保険証や納税通知書、督促状等の返戻分について調査票を作成の上実態調査を実施する。実態調査の結果によっては、市民課に住民登録の職権消除の依頼を行うものとし、基本的には次のような日程で調査等を実施する。

なお、必要に応じ随時、実態調査を行うものとする。



⑥ 医療制度の情報提供

一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度にも加入することができることから各制度の説明を実施するなど、被保険者に必要な情報提供を行うものとする。

(3) 医療費適正化対策事業

① レセプト点検事業

・ レセプト点検については、医療機関においてレセプト請求事務の経験者及び医療事務資格の修了者等の専門職者により、診療内容や資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行うものとする。

また、これらの月例事務の事後処理として、過誤調整や再審査請求、不当利得等に伴

う返還請求及び第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。

- ・ 毎年、点検効果率の目標値を設定するなど、レセプト点検業務を強化し、医療費の適正化を図る。令和2年度の目標値は、点検効果率を0.60%とする。

- ・ 柔道整復施術療養費については、多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努める。

また、柔道整復施術療養費についても、レセプト点検を行い、過誤・不正請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。

② 医療費通知

- ・ 保険者負担の動向や医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を目的に、被保険者に対して保険医療機関等の医療費通知を行うものとする。

- ・ 1年間分の医療費を年4回に分けて通知する。

- ・ 通知の内容は、「受診者氏名、診療年月、診療区分（医科入院・医科外来・医科食事・訪問看護・薬剤の別）、日数、総医療費の額、被保険者負担額、診療を受けた医療機関等名」とする。

③ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

- ・ ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や国保財政の健全化が期待できることから、今後とも医療費の縮減に向け更なる利用促進を図る。

- ・ 保険証やお薬手帳に直接貼ることができる「ジェネリック医薬品お願いシール」を保険証更新時等に配布し、被保険者の利便性等を図る。

- ・ ジェネリック医薬品を使用した場合の患者負担メリットを示すため、利用差額通知書を年2回発送する。また、広報きさらづや市のホームページ等で啓発を行い、普及促進に向けた周知に努める

。

④ 第三者行為求償事務

- ・ 交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応する。

- ・ レセプト点検員による傷病名からの調査により、第三者行為を把握する。

- ・ 地元医師会や救急搬送病院に対して、連絡等の協力を依頼するとともに、新聞記事等から第三者行為のレセプト把握に努める。また、広報きさらづや市のホームページ等を通じ、届出の必要性など制度の周知を図る。

⑤ 重複受診者及び頻回受診者に対する訪問指導等

- ・ レセプト点検調査から同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一

月内に受診する「重複受診者」や、同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」を抽出し、指導通知書の送付及び保健師による訪問指導等を実施するなど、医療費の適正化を図る。

⑥ 不当利得等未収金

- ・ 不当利得や第三者行為による未収金については、督促や催告、電話、臨戸訪問を定期的に実施し、収納の向上に努める。

(4) 「木更津市第2期データヘルス計画」の推進

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」さらに「医療費の適正化」を目的とし、平成30年度から令和5年度までの6か年計画を推進する。(令和2年度中間評価)

(5) 特定健康診査・特定保健指導事業

特定健康診査・特定保健指導については、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、木更津市国民健康保険保健事業計画(第2期データヘルス計画)に沿って実施する。本年度も、計画を踏まえ、保健事業の実施及び評価を行うなど、保健衛生部門と連携協力し、生活習慣病及び重症化予防対策を強化する。

令和3年度の特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の目標を次のとおりとする。

特定健康診査	特定保健指導
45.0%(案)	36.0%(案)

① 特定健康診査

- ・ 個別健診を基本とするものの、受診者の利便性を図ることから、結核・肺がん健診等(健康推進課所管)と併せ、休日を中心に集団健診を年6回実施する。
- ・ JA木更津市と連携し、引き続きJA組合員の健診受診環境の拡大を図る。
- ・ 集団健診受診者に対して結果説明や保健指導を実施し、特定健康診査を受診する必要性などを伝え、継続受診者の増加を図る。
- ・ 未受診者に対しては、委託事業者を活用して年齢層・性別・受診歴に応じた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。
- ・ 30歳代からの受診体制づくりとして、若年期健康診査(健康推進課所管)を支援し、健康診査受診の習慣化を図る。

② 特定保健指導

特定保健指導のノウハウをもつ委託事業者と市の健康課題や事業目的を共有し、

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少に効果的・効率的に取り組む。

(6) 重症化予防保健事業

本市の課題である壮年期死亡の減少や、要介護認定者の原因疾患である虚血性心疾患・脳血管疾患の予防、さらには生活の質の低下と医療費の増大に繋がる慢性腎臓病の発症予防を図るため、優先順位を定め対象者を抽出し、効果的な保健指導を重点に実施する。

① 循環器病の発症・重症化予防

脳心血管リスク層別化をして、高リスク者へ保健指導を実施する。

② 慢性腎臓病（CKD）の発症・重症化予防

人工透析の原因疾患である慢性腎臓病（CKD）の発症・重症化予防のため、「腎臓病地域連携パス」を活用し、君津木更津医師会、専門医、医療機関、管内行政と連携して対策を推進する。

③ 糖尿病性腎症（DKD）

人工透析の原因疾患である糖尿病性腎症（DKD）の発症・重症化予防のため、「木更津市糖尿病性腎症重症化予防事業実施要領」をもとに対策を推進する。

④ 受診勧奨値の発症・重症化予防

「標準的な健診保健指導プログラム」に基づき、受診勧奨判定値者へ受診勧奨を実施する。

(7) その他の保健事業

① 短期人間ドック助成事業

短期人間ドック（付随して行う脳ドックを含む。）については、早期発見・早期治療により疾病予防、健康の保持増進につながることから、引き続き受診者に対し費用の助成を行い、健康診査結果により特定保健指導または重症化予防保健指導等を実施する。

② 君津木更津薬剤師会と協働して行う重複服薬患者への保健指導

「木更津市の重複服薬患者への保健指導事業実施要綱」に基づいて実施する。

③ 健康管理促進事業

市役所と市内の全公民館に血圧計を設置し、日常生活において健康管理に対する認識を深めるものとする。

④ 「第3次健康きさらづ21」推進の協力

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指し平成28年度からスタートしている「第3次健康きさらづ21」（健康増進計画）の推進について協力する。

(8) 広報啓発事業

国保制度に対する関心を高めるため、次のマスメディアを活用し、各種事業等の周知・徹底を図る。

① 市広報紙の活用

「広報きさらづ」に保険のコーナーを常設し、国保制度の現状や健康課題、疾病・重症化予防に関する啓発など、国保全般に関する情報提供に努める。

② 地元FM放送局の活用

市の広報番組「情報ばなな」により、国保制度の概要等についての紹介に努める。

③ 地元TV局の活用

市の広報番組「ウィークリーキラキラきさらづ」により、国保制度の概要等についての紹介に努める。

④ インターネットの活用

市のホームページにより、国保制度の概要等についての紹介に努める。

⑤ デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージで国保の事業についての周知を行う。

令和 3 年 度

木更津市国民健康保険事項別実施計画（案）

市民部保険年金課

事項別実施計画

事 項	内 容	新 規 継 続 の 別	主 管 課・係	主な事業実施予定		
				事 業 詳 細	実施月等	評 価
(1)収納率向上対策事業	①市税等徴収対策本部を中心に収納率向上対策事業の強化を図るため毎年4月下旬に策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき対応する。		収 税 対 策 室			
	②資格証明書交付世帯対策		収 税 対 策 室	資格証明書交付世帯に対する文書催告（年2回）に加え、休日臨戸を実施し接触を図る。また、納付喚起のため自動音声電話催告を実施する。	文書催告 （10月・3月 休日臨戸 自動音声 電話催告 （通年）	
	③口座振替加入推進とコンビニ収納の周知		収 税 対 策 室 保 険 年 金 課	口座振替加入促進について、納付書等送付用封筒への啓発文の印刷や、市・広報紙やホームページへの啓発文の掲載、窓口でのチラシ配布・ポスター掲示、新規申込キャンペーンの実施、確定申告会場での勧奨などあらゆる機会を捉え、加入勧奨に努める。 コンビニ収納については、納付書への納付可能店舗の掲載、市・広報紙やホームページにて周知を図る。	納付書・ ホームペ ー ジ（通 年） 市・広報 紙（3月除 く通年） 新規申込 キャンペ ーン（年1 回：10～ 12月） 他は随時	

(2)適用適正化対策事業	④自主納付の促進		収 税 対 策 室	<u>コンビニでの納付・キャッシュレス納付（決済）の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて広く知らしめるとともに、新たに督促状での納付を可能とする（予定）ことで、自主納付の促進を図る。</u>	<u>納付書・ホームページ（通年）</u>	
	⑤悪質滞納者対策		収 税 対 策 室	納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については差押予告書を発付のうえ、財産調査を行い、速やかに滞納処分を執行する。	通年	
	⑥短期保険証及び資格証明書の交付		収 税 対 策 室 保 険 年 金 課	分納誓約者の納付状況を確認した上で短期保険証を交付するものとする。また、短期保険証の更新時の呼出納税相談を実施し現状の確認を行う。 なお、納付約束が守られない者に対しては、税の公平負担の観点から資格証明書を交付するものとする。	6 月・ 12 月	
	①適用適正化調査の実施			11 月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象として調査を行い、適用の適正化に努めるものとする。	11 月	
	②保険資格重複適用者対策			日本年金機構と連携を図り、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、厚生年金保険等の資格を取得した者に対して、国保の資格を確認し国保と社保の保	通年	

	③保険資格未適用者対策		険資格が重複していると思われるものに対して、保険資格の異動手続きを促すものとする。 異動手続き未済であっても重複加入が確認できたものは職権で対応する。 国民年金第 2 号被保険者資格喪失者一覧表を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金の資格を喪失した者に対して、国保加入の手続きを促すものとする。	通年	
	④適正な賦課		市民税課と協力し、適正な所得の把握に努める。年度途中の転入者で未申告の者には、国保税申告書により適正な賦課を行う。	通年	
	⑤居所不明被保険者実態調査		国民健康保険証、納税通知書、督促状等の返戻分について調査票を作成の上、実態調査を行い台帳整備し、その後、市民課に職権消除の依頼を行う。		
			① 該当台帳作成・調査表作成	10 月～	
			② 保険年金課による実態調査	11 月～ 12 月	
			③ 調査結果により台帳整理・職権消除	12 月	
	⑥医療制度の情報提供		一定の障がいのある 65 歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入できることから、該当者に各制度の説明を行う。	通年	
	①レセプト点検事業について				

(3)医療費適正化 対策事業	②医療費通知 ③後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進		①レセプト点検業務の概要 レセプト点検業務の強化を図るため、市担当職員に加えレセプト点検事務に精通した医療事務資格者等を雇用し、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。 また、これらの月例事務の事務処理として過誤調整、再審査請求及び不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。 ②財政効果 レセプト点検業務の強化を図り、医療費の適正な支給を行うことにより、1人当りの財政効果目標値を定める。 目標値 点検効果率 0.60% 保険者負担の動向、医療費の適正化、被保険者の健康に対する認識等の啓発を目的とし、被保険者が保険医療機関等で治療を受けた時の医療費の通知を年 4 回に分けて実施するものとする。 ジェネリック医薬品は、患者負担の軽減や国保財政の健全化に繋がることから、ジェネリックお願いシールの配布や広報きさらづ及び市のホームページ等で啓発を行う。 また、ジェネリック医薬品利用差額通知を年 2 回実施する。	通年 5月・8月 11月・ 2月 通年 9月・3月	
---------------------------	---	--	--	---	--

(4) 木更津市第2期データヘルス計画の推進	④第三者行為求償事務			交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費の適正化に連動することから積極的に対応するものとする。 また、第三者行為の把握のため、充実したレセプト点検員による傷病名からの発見、地元医療機関に対して、連絡等の協力を依頼するとともに新聞記事等から第三者のレセプト発見に努めるものとする。	通年	
	⑤君津木更津薬剤師会と協働して行う重複服薬患者への保健指導			「木更津市の重複服薬患者への保健指導事業実施要綱」に基づいて実施する。 医療費適正化のため、レセプト点検調査から重複・頻回受診者リストを抽出し、同一傷病について、同一診療科目の複数の医療機関に同一月内に受診する「重複受診者」や同一傷病について同一月内に同一診療科目を多数回受診する「頻回受診者」への指導通知や保健師による訪問指導を実施する。	通年	
	⑥不当利得等未収金			不当利得や第三者行為による未収金について、休日電話催告、臨戸訪問を実施し、未収金の解消に努める。	12月	
				「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」さらに「医療費の適正化」を目的とし、平成30年度から令和5年度までの6か年計画を推進する。(令和2年度中間評価)	6月～10月	

(5)特定健康診査・ 特定保健指導事業	①特定健康診査			第 2 期データヘルス計画に基づき、受診率 45.0%（案）を目標とする。 個別健診を基本とするが、受診者の利便性を図り、結核・肺がん検診等と併せ、休日を中心に集団健診を年 6 回実施する。 J A 木更津市と連携し、J A 組合員の健診受診環境の拡大を図る。 未受診者に対し年齢・性別・受診歴に応じた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。	8 月～	
	②特定保健指導			特定保健指導のノウハウを持つ業者に委託し、効果的・効率的な指導を行う。 利用率 36.0%（案）を目標とする。	通年	
(6)重症化予防保健事業	①重症化予防 循環器病、慢性腎臓病（CKD）、糖尿病性腎症（DKD）受診勧奨 値の発症・重症化予防			重症化予防の優先順位を設定し対象者を抽出し、効果的な保健指導を行なう。 また、慢性腎臓病（CKD）予防に向け医師会、専門医、医療機関、管内行政との連携を強化する。	通年	
(7)その他の保健事業について	① 短期人間ドック助成事業			短期人間ドックで疾病予防、早期発見・早期治療により疾病予防、健康の保持増進につながることから、費用の助成を行い保健事業の推進に努めるものとする。	通年	
	② 君津木更津薬剤師会と協働して行う重複服薬患者への保健指導			「木更津市の重複服薬患者への保健指導事業実施要綱」に基づいて実施する。	8 月から 3 月	
	③ 健康管理促進事業			市役所と市内の全公民館に血圧計を設置し、日常生活において健康管理に対する認識を深めるものとする。	通年	

(6)広報啓発事業 について	④ 第3次健康きさらづ21推進の協力			「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の実現を目指し平成28年度からスタートしている「第3次健康きさらづ21」（健康増進計画）の推進について協力する	通年	
	①市広報紙の活用			「広報きさらづ」に保険のコーナーを常設し、国保制度、適用関係など国保全般にわたる関係記事を掲載し、その周知に努める。	通年	
	②地元 FM 放送局の活用			市の広報番組「情報ばなな」で国保制度の概要等の紹介に努める。	通年	
	③地元 TV 局の活用			市の広報番組「ウィークリーキラキラきさらづ」で国保制度の概要等の紹介に努める。		
	④インターネットの活用			本市のホームページで国保制度の概要等の紹介に努める。		
	⑤デジタルサイネージの活用			デジタルサイネージで、国保の事業について周知を行う。		

令和 3 年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）

令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)

(単位:円)

区 分	款	内 訳	3当初予算①	2決算見込額②	2当初予算③	当初予算比較④(①-③)
国民健康保険特別会計	05国民健康保険税	一般現年(医療)	1,800,739,000	1,840,394,000	1,827,903,000	▲ 27,164,000
		一般現年(後期)	450,118,000	464,898,000	458,473,000	▲ 8,355,000
		一般現年(介護)	122,954,000	117,513,000	124,924,000	▲ 1,970,000
		一般滞繰(医療)	226,259,000	266,110,000	261,588,000	▲ 35,329,000
		一般滞繰(後期)	50,885,000	60,854,000	60,854,000	▲ 9,969,000
		一般滞繰(介護)	19,627,000	25,010,000	25,010,000	▲ 5,383,000
		退職現年(医療)	39,000	55,000	1,099,000	▲ 1,060,000
		退職現年(後期)	9,000	12,000	270,000	▲ 261,000
		退職現年(介護)	9,000	9,000	23,000	▲ 14,000
		退職滞繰(医療)	134,000	3,291,000	1,005,000	▲ 871,000
		退職滞繰(後期)	501,000	656,000	656,000	▲ 155,000
		退職滞繰(介護)	295,000	472,000	423,000	▲ 128,000
		05款計	2,671,569,000	2,779,274,000	2,762,228,000	▲ 90,659,000
	10使用料及び手数料	証明手数料	1,000	3,000	1,000	0
		情報公開手数料	0	1,000	0	0
		10款計	1,000	4,000	1,000	0
	15国庫支出金	国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	744,000	8,950,000	5,653,000	▲ 4,909,000
		災害等臨時特例補助金	0	16,857,000	0	0
		15款計	744,000	25,807,000	5,653,000	▲ 4,909,000
	25県支出金	健康増進事業費補助金	1,603,000	1,289,000	1,626,000	▲ 23,000
		普通交付金	8,259,484,000	8,442,947,000	8,630,527,000	▲ 371,043,000
		保険者努力支援分	59,777,000	54,148,000	55,543,000	4,234,000
		特別調整交付金分(市町村分)	14,761,000	47,375,000	19,025,000	▲ 4,264,000
		県繰入金(2号分)	55,857,000	68,908,000	68,908,000	▲ 13,051,000
		特定健康診査等負担金	48,202,000	36,014,000	45,783,000	2,419,000
		25款計	8,439,684,000	8,650,681,000	8,821,412,000	▲ 381,728,000
	35財産収入	財政調整基金利子	1,000	12,000	1,000	0
		35款計	1,000	12,000	1,000	0
	37寄附金	寄附金	0	542,000	0	0
		37款計	0	542,000	0	0

令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)

(単位:円)

区 分	款	内 訳	3当初予算①	2決算見込額②	2当初予算③	当初予算比較④(①-③)
	40繰入金	一般会計繰入金	0	0	0	0
		保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	360,927,000	360,927,000	366,276,000	▲ 5,349,000
		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	223,158,000	223,158,000	228,548,000	▲ 5,390,000
		職員給与費等繰入金	226,612,000	217,799,000	237,347,000	▲ 10,735,000
		出産育児諸費繰入金	25,200,000	19,040,000	25,760,000	▲ 560,000
		財政安定化支援事業繰入金	38,713,000	39,246,000	35,867,000	2,846,000
		財政調整基金繰入金	134,843,000	0	37,280,000	97,563,000
		40款計	1,009,453,000	860,170,000	931,078,000	78,375,000
	45繰越金	普通交付金繰越金	0	9,007,000	0	0
		前年度繰越金	1,000	15,367,000	1,000	0
		45款計	1,000	24,374,000	1,000	0
	50諸収入	延滞金(一般)	45,000,000	69,608,000	40,000,000	5,000,000
		延滞金(退職)	500,000	1,304,000	900,000	▲ 400,000
		一般被保険者返納金加算金	0	0	0	0
		第三者納付金(一般)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0
		第三者納付金(退職)	5,000	5,000	50,000	▲ 45,000
		返納金(一般)	3,000,000	6,000,000	3,000,000	0
		一般被保険者高額療養費返納金	0	2,295,000	0	0
		返納金(退職)	1,000	5,000	5,000	▲ 4,000
		雑入(雇用保険)	41,000	26,000	53,000	▲ 12,000
		雑入(療養費等の支給に係る・・・)	0	1,000	18,000	▲ 18,000
		退職被保険者高額療養費保険者負担金返還金	0	0	0	
		公務災害補償基金還付金	0	23,000	0	0
		過年度特定健康診査等負担金	0	0	0	0
		50款計	63,547,000	94,267,000	59,026,000	4,521,000
	歳 入 合 計		12,185,000,000	12,435,131,000	12,579,400,000	▲ 394,400,000

令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)

(単位:円)

区 分	款	内 訳	3当初予算①	2決算見込額②	2当初予算③	当初予算比較④(①-③)
国民健康保険特別会計	05総務費	一般職人件費	155,726,000	151,012,000	159,234,000	▲ 3,508,000
		会計年度任用職員人件費	19,602,000	17,484,000	19,338,000	264,000
		保険給付事務費	6,455,000	6,415,000	6,411,000	44,000
		国民健康保険システム改修費	3,988,000	9,115,000	5,653,000	▲ 1,665,000
		保険者事務電算共同処理委託費	11,892,000	11,808,000	12,526,000	▲ 634,000
		保険証更新事業費	10,400,000	9,000,000	10,200,000	200,000
		損害賠償求償事務手数料	300,000	400,000	400,000	▲ 100,000
		ジェネリック医薬品利用促進事業費	845,000	826,000	943,000	▲ 98,000
		柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託費	1,080,000	1,000,000	2,300,000	▲ 1,220,000
		医療費適正化対策事業所経費	219,000	208,000	247,000	▲ 28,000
		国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	599,000	48,000	48,000	551,000
		国民健康保険団体連合会負担金	3,251,000	3,283,000	3,315,000	▲ 64,000
		保険賦課事務費	4,885,000	4,752,000	5,062,000	▲ 177,000
		保険税徴収事務費	6,700,000	6,471,000	6,471,000	229,000
		市税等コンビニ収納関係費	5,182,000	5,189,000	5,189,000	▲ 7,000
		木更津市の国民健康保険事業の運営に関する協議会諸経費	187,000	64,000	197,000	▲ 10,000
		木更津市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員報酬	493,000	362,000	493,000	0
		05款計	231,804,000	227,437,000	238,027,000	▲ 6,223,000
	10保険給付費	療養給付費(一般)	7,112,000,000	7,346,042,000	7,454,000,000	▲ 342,000,000
		療養給付費(退職)	1,100,000	710,000	1,300,000	▲ 200,000
		療養費(一般)	51,000,000	50,600,000	57,000,000	▲ 6,000,000
		療養費(退職)	10,000	10,000	10,000	0
		審査支払手数料	15,528,000	17,469,000	18,340,000	▲ 2,812,000
		高額療養費(一般)	1,096,000,000	1,058,035,000	1,116,000,000	▲ 20,000,000
		高額療養費(退職)	300,000	300,000	300,000	0
		高額介護合算療養費(一般)	1,500,000	1,994,000	1,500,000	0
		高額介護合算療養費(退職)	1,000	0	50,000	▲ 49,000
		移送費(一般)	50,000	50,000	50,000	0
		移送費(退職)	1,000	50,000	50,000	▲ 49,000
		出産育児一時金	37,800,000	28,560,000	38,640,000	▲ 840,000
		出産育児一時金支払手数料	19,000	15,000	20,000	▲ 1,000
		葬祭費	9,500,000	9,500,000	9,500,000	0

令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)

(単位:円)

区 分	款	内 訳	3当初予算①	2決算見込額②	2当初予算③	当初予算比較④(①-③)
		傷病手当金	0	797,000	0	0
		10款計	8,324,809,000	8,514,132,000	8,696,760,000	▲ 371,951,000
	14国民健康保険 事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	2,277,036,000	2,287,805,000	2,298,045,000	▲ 21,009,000
		一般被保険者後期高齢者支援金等分	811,890,000	852,836,000	819,280,000	▲ 7,390,000
		介護納付金分	323,563,000	294,977,000	308,454,000	15,109,000
		14款計	3,412,489,000	3,435,618,000	3,425,779,000	▲ 13,290,000
	20共同事業拠出金	年金受給者リスト経費	4,000	4,000	4,000	0
		20款計	4,000	4,000	4,000	0
	25保健事業費	会計年度任用職員人件費	3,471,000	4,415,000	5,090,000	▲ 1,619,000
		特定健康診査等事業費	120,299,000	92,096,000	118,773,000	1,526,000
		医療費通知事務費	5,623,000	4,689,000	5,989,000	▲ 366,000
		国民健康保険制度趣旨普及事業費	1,056,000	944,000	1,056,000	0
		短期人間ドック助成事業費	59,140,000	52,000,000	63,908,000	▲ 4,768,000
		健康管理促進事業費	24,000	125,000	183,000	▲ 159,000
		25款計	189,613,000	154,269,000	194,999,000	▲ 5,386,000
	30基金積立金	財政調整基金積立金	1,000	69,891,000	1,000	0
		30款計	1,000	69,891,000	1,000	0
	40諸支出金	過年度保険税還付金(一般)	16,100,000	19,163,000	13,500,000	2,600,000
		過年度保険税還付金(退職)	180,000	330,000	330,000	▲ 150,000
		特定健康診査等負担金返還金	0	5,430,000	0	0
		40款計	16,280,000	24,923,000	13,830,000	2,450,000
	45予備費		10,000,000	8,857,000	10,000,000	0
	歳 出 合 計		12,185,000,000	12,435,131,000	12,579,400,000	▲ 394,400,000

国保会計 歳入-歳出=

0

0

0

区 分		款	内 訳	3当初予算①	2決算見込額②	2当初予算③	当初予算比較④(①-③)
一般会計	歳入	60国庫支出金	保険基盤安定負担金	111,579,000	111,579,000	114,273,000	▲ 2,694,000
		65県支出金	保険基盤安定負担金	326,485,000	326,485,000	331,843,000	▲ 5,358,000
	歳出	15民生費	保険基盤安定繰出金(税軽減分)	360,927,000	360,927,000	366,276,000	▲ 5,349,000
			保険基盤安定繰出金(支援分)	223,158,000	223,158,000	228,548,000	▲ 5,390,000
			国民健康保険特別会計繰出金	0	0	0	0
			〃 職員給与等繰出金	226,612,000	217,799,000	237,347,000	▲ 10,735,000
			〃 出産育児諸費繰出金	25,200,000	19,040,000	25,760,000	▲ 560,000
			〃 財政安定化支援事業繰出金	38,713,000	39,246,000	35,867,000	2,846,000

令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)

歳入

(単位:千円)

款	令和3年度	令和2年度	比較
5 国民健康保険税	2,671,569	2,762,228	△ 90,659
10 使用料及び手数料	1	1	0
15 国庫支出金	744	5,653	△ 4,909
25 県支出金	8,439,684	8,821,412	△ 381,728
35 財産収入	1	1	0
40 繰入金	1,009,453	931,078	78,375
45 繰越金	1	1	0
50 諸収入	63,547	59,026	4,521
計	12,185,000	12,579,400	△ 394,400

歳出

(単位:千円)

款	令和2年度	令和2年度	比較
5 総務費	231,804	238,027	△ 6,223
10 保険給付費	8,324,809	8,696,760	△ 371,951
14 国民健康保険事業費納付金	3,412,489	3,425,779	△ 13,290
20 共同事業拠出金	4	4	0
25 保健事業費	189,613	194,999	△ 5,386
30 基金積立金	1	1	0
40 諸支出金	16,280	13,830	2,450
45 予備費	10,000	10,000	0
計	12,185,000	12,579,400	△ 394,400

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳入）

単位:千円

5款 国民健康保険税 5項 国民健康保険税

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者国民健康保険税	・現年課税分	2,373,811	2,411,300	△ 37,489	・医療給付分 1,800,739 ・後期高齢者支援金分 450,118 ・介護納付分 122,954
	・滞納繰越分	296,771	347,452	△ 50,681	・医療給付分 226,259 ・後期高齢者支援金分 50,885 ・介護納付分 19,627
10目 退職被保険者等国民健康保険税	・現年課税分	57	1,392	△ 1,335	・医療給付分 39 ・後期高齢者支援金分 9 ・介護納付分 9
	・滞納繰越分	930	2,084	△ 1,154	・医療給付分 134 ・後期高齢者支援金分 501 ・介護納付分 295

10款 使用料及び手数料 5項 手数料

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 総務手数料	・証紙収入	1	1	0	・証明手数料

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳入）

単位:千円

25款 県支出金 10項 県補助金

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
10目 国民健康保険保健事業補助金	・国民健康保険保健事業補助金	1,603	1,626	△ 23	・健康増進事業費補助金
20目 保険給付費等交付金	・普通交付金	8,259,484	8,630,527	△ 371,043	・保険給付費に要する費用が交付される(出産及び葬祭費は除く)
	・特別交付金	178,597	189,259	△ 10,662	・保険者努力支援分 59,777 ・特別調整交付金分(市町村分) 14,761 ・県繰入金(2号分) 55,857 ・特定健康診査等負担金 48,202

35款 財産収入 5項 財産運用収入

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 利子及び配当金	・基金利子	1	1	0	・財政調整基金利子

40款 繰入金 5項 一般会計繰入金

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般会計繰入金	・一般会計繰入金	874,610	893,798	△ 19,188	・保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 360,927 ・保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 223,158 ・職員給与費等繰入金 226,612 ・出産育児諸費用繰入金 25,200 ・財政安定化支援事業繰入金 38,713

40款 繰入金 10項 基金計繰入金

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 財政調整基金繰入金	・財政調整基金繰入金	134,843	37,280	97,563	

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳入）

単位:千円

45款 繰越金 5項 繰越金

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
10目 その他繰越金	・前年度繰越金	1	1	0	・前年度繰越金

50款 諸収入 5項 延滞金及び過料

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
延滞金	・一般被保険者延滞金	45,000	40,000	5,000	・国保税延滞金
	・退職被保険者等延滞金	500	900	△ 400	・国保税延滞金

50款 諸収入 15項 雑入

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
第三者納付金	・一般被保険者第三者納付金	15,000	15,000	0	・交通事故等第三者納付金
	・退職被保険者等第三者納付金	5	50	△ 45	・交通事故等第三者納付金
返納金	・一般被保険者返納金	3,000	3,000	0	・資格喪失後等保険給付費返納金
	・退職被保険者等返納金	1	5	△ 4	・資格喪失後等保険給付費返納金
雑入	・雑入	41	71	△ 30	・臨時職員雇用保険被保険者負担分

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位:千円

5款 総務費 5項 総務管理費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般管理費	保険給付事務費	6,455	6,411	44	・被保険者証郵送料等 4,226 ・高額療養費支給事務用パソコン賃借料 877
	保険者事務電算共同処理委託費	11,892	12,526	△ 634	・連合会レセプト処理委託料
	保険証更新事業費	10,400	10,200	200	・被保険者証郵送料及び印刷代 10,000 ・封入封緘委託料 400
	医療費適正化対策事業費	2,444	3,890	△ 1,446	・損害賠償求償事務手数料 300 ・ジェネリック医薬品利用促進事業費 845 ・柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託費 1,080
	国民健康保険システム改修費	3,988	5,653	△ 1,665	・システム改修委託料

5款 総務費 10項 徴税費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 賦課徴収費	保険税賦課事務費	4,885	5,062	△ 177	・納税通知書印刷、郵送料
	保険税徴収事務費	11,882	11,660	222	・督促状等印刷、郵送料等 6,700 ・市税等コンビニエンスストア収納関係費 5,182

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位:千円

10款 保険給付費 5項 療養諸費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費保険者負担金	7,112,000	7,454,000	△ 342,000	・診療報酬保険者負担金
10目 退職被保険者等療養給付費	退職被保険者等療養給付費保険者負担金	1,100	1,300	△ 200	・診療報酬保険者負担金
15目 一般被保険者療養費	一般被保険者療養費保険者負担金	51,000	57,000	△ 6,000	・療養費保険者負担金
20目 退職被保険者等療養費	退職被保険者等療養費保険者負担金	10	10	0	・療養費保険者負担金
25目 審査支払手数料	審査支払手数料	15,528	18,340	△ 2,812	・連合会審査支払手数料

10款 保険給付費 10項 高額療養諸費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費保険者負担金	1,096,000	1,116,000	△ 20,000	・高額療養費保険者負担金
10目 退職被保険者等高額療養費	退職被保険者等高額療養費保険者負担金	300	300	0	・高額療養費保険者負担金

10款 保険給付費 17項 出産育児諸費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 出産育児一時金	出産育児一時金	37,800	38,640	△ 840	・出産一時金 90件

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位:千円

10款 保険給付費 20項 葬祭諸費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 葬祭費	葬祭費	9,500	9,500	0	・葬祭費 190件

14款 国民健康保険事業費納付金 5項 医療給付費分

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分	2,277,036	2,298,045	△ 21,009	・一般被保険者医療給付費分

14款 国民健康保険事業費納付金 10項 後期高齢者支援金等分

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分	811,890	819,280	△ 7,390	・一般被保険者後期高齢者支援金分

14款 国民健康保険事業費納付金 15項 介護納付金分

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 介護納付金分	介護納付金分	323,563	308,454	15,109	・介護納付金分

令和3年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位:千円

25款 保健事業費 3項 特定健康診査等事業費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	120,299	118,773	1,526	・40歳以上75歳未満の被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を実施する。

25款 保健事業費 5項 保健事業費

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 保健衛生普及費	医療費通知事務費	5,623	5,989	△ 366	・年4回実施する郵送料
	短期人間ドック助成事業費	59,140	63,908	△ 4,768	・人間ドック(脳ドック無) 1,130人 ・人間ドック(脳ドック有) 370人
	健康管理促進事業費	24	183	△ 159	・自動血圧計消耗品

40款 諸支出金 5項 償還金及び還付加算金

事業名等		令和3年度	令和2年度	前年比較	事業内容等
5目 一般被保険者保険税還付金	過年度保険税還付金	16,100	13,500	2,600	・過年度分保険税還付金
10目 退職被保険者等保険税還付金	過年度保険税還付金	180	330	△ 150	・過年度分保険税還付金

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について

1 改正の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第２６４号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

平成３０年度税制改正において個人所得課税が見直しされ、給与所得控除及び公的年金控除を１０万円引き下げるとともに、基礎控除を１０万円引き上げることとされた。

これに伴い、施行後の所得が反映する令和３年度以降の国民健康保険の課税において、給与所得者等に意図せぬ不利益が生じぬように規定の見直しを行う。

第２３条

軽減判定所得の基礎控除額相当分の基準額を「３３万円」から「４３万円」に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合计数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加える。

附則第３項

軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備。

3 施行期日等

- (１) 施行期日 公布の日から施行する。
- (２) 適用区分 改正後の規定は、令和３年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>を超えない世帯に係る納税義務者 ア～エ 略 (2) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年 6 月28日 条例第28号 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円を超えない世帯に係る納税義務者</u> ア～エ 略 (2) 法第703条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3

3万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。	3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</u> ア～エ 略 附 則 （公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）</u>」とする。</u>
--	--

軽減判定基準の改正

	改正前	改正後
7割軽減基準額	33万円	43万円＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減基準額	33万円＋（28.5万円×被保険者数）	43万円＋（28.5万円×被保険者数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減基準額	33万円＋（52万円×被保険者数）	43万円＋（52万円×被保険者数）＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）

モデルケース1（給与所得者）

● 4人世帯（40代夫：給与収入300万円、40代妻：給与収入113万円、10代子2人）の場合

〔給与所得金額〕

改正前：夫192万円、妻48万円→合計240万円

改正後：夫202万円、妻58万円→合計260万円（＋20万円）

※給与所得控除が10万円引き下げられたことにより、世帯に2人以上の給与所得者がいる場合、前年と同収入だと「給与所得者数×10万円」所得額が高くなり、現行の判定基準のままだとこのケースでは軽減非該当となってしまう。

	軽減判定基準	軽減該当の有無 年 税 額
改正前 （令和2年度課税）	2割軽減基準 <u>33万円</u> ＋52万円×4人＝241万円	2割軽減該当 320,900円
改正後 （令和3年度課税）	2割軽減基準 <u>43万円</u> ＋52万円×4人＋ <u>10万円×（2-1）</u> ＝261万円	2割軽減該当 320,900円

※基礎控除を10万円引き上げるとともに、10万円に（給与所得者等の数－1）を乗じた金額を加える改正により、改正前と同様に2割軽減の該当となる。

モデルケース 2（営業所得者）

● 4人世帯（40代夫：営業所得 250万円、40代妻、10代子2人）の場合

	軽減判定基準	軽減該当の有無 年 税 額
改正前 （令和2年度課税）	2割軽減基準 <u>33万円</u> + 52万円 × 4人 = 241万円	軽減非該当 400,600円
改正後 （令和3年度課税）	2割軽減基準 <u>43万円</u> + 52万円 × 4人 = 251万円	2割軽減該当 356,900円

※営業所得者や農業所得者等の所得控除は、今まで同様、事業に要した経費分が所得控除となるため、基礎控除の10万円引き上げ分がそのまま所得額の減額分となる。

参考：基礎控除

所 得	改正前	改正後
2400万円以下	33万円	43万円
2400万円超2450万円以下	33万円	29万円
2450万円超2500万円以下	33万円	15万円
2500万円超	33万円	0円

モデルケース 3（基礎控除見直し影響例）

● 4人世帯（40代夫：営業所得 350万円、40代妻、10代子2人）の場合

	年税額
改正前	509,700円
改正後	498,800円

※国保税の所得割は、住民税の基礎控除後の総所得金額等に税率をかけて算出するため、前年と所得金額が同じであれば年税額は減額となる。

国民健康保険税の税率等の改正状況

(限度額・軽減判定所得は政令改正に合わせての改正)

年度	税率											軽減判定所得		
	医療分					後期分			介護分			(低所得世帯の均等割・平等割を軽減)		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	6割軽減	4割軽減	—
2007年度 時点	7.80%	26.00%	22,000	26,000	560,000	—	—	—	1.00%	9,000	90,000	33万円以下	33万円＋(24.5万円×(被保険者数－世帯主))以下	—
2008年度 (H20年度)	7.00%	24.00%	20,000	24,000	470,000	1.80%	10,000	120,000	1.10%	10,000				—
2009年度 (H21年度)											100,000			—
2010年度 (H22年度)					500,000			130,000				7割軽減	5割軽減	2割軽減
												33万円以下	33万円＋(24.5万円×(被保険者数－世帯主))以下	33万円＋ (35万円×被保険者数)以下
2011年度 (H23年度)					510,000			140,000			120,000			
2012年度 (H24年度)														
2013年度 (H25年度)														
2014年度 (H26年度)								160,000			140,000		33万円＋ (24.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (45万円×被保険者数)以下
2015年度 (H27年度)					520,000			170,000			160,000		33万円＋ (26万円×被保険者数)以下	33万円＋ (47万円×被保険者数)以下
2016年度 (H28年度)	7.32%	16.00%			540,000			190,000					33万円＋ (26.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (48万円×被保険者数)以下
2017年度 (H29年度)	7.66%	8.00%											33万円＋ (27万円×被保険者数)以下	33万円＋ (49万円×被保険者数)以下
2018年度 (H30年度)	8.01%	0.00%			580,000								33万円＋ (27.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (50万円×被保険者数)以下
2019年度 (R1年度)					610,000								33万円＋ (28万円×被保険者数)以下	33万円＋ (51万円×被保険者数)以下
2020年度 (R2年度)					630,000						170,000		33万円＋ (28.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (52万円×被保険者数)以下
現在	8.01%	0.00%	20,000	24,000	630,000	1.80%	10,000	190,000	1.10%	10,000	170,000	33万円以下	33万円＋ (28.5万円×被保険者数)以下	33万円＋ (52万円×被保険者数)以下
2021年度 (R3年度)												43万円以下	43万円＋(28.5万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下	43万円＋(52万円×被保険者数)＋10万円×(給与所得者等の数－1)以下

議題 4『木更津市国民健康保険保健事業計画（第 2 期データヘルス計画）』中間評価(案)の概要について

【第 1 章 計画の概要】

データヘルス計画とは、レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業を PDCA サイクルで実施するための事業計画であり、被保険者等の健康課題を明確にした上で、科学的なアプローチにより事業の実効性を高め、事業企画を行うものです。

健康寿命の延伸、健康格差の縮小を大目標とし、ひいては医療費適正化が期待されています。

現在、H30 年度から R5 年度までを計画期間とし、計画を推進しています。

R2 年度は、中間評価実施年度にあたり、中間報告を作成しました。

【第 2 章 中間評価の目的と方法】

中間評価では、立案した計画が軌道に乗っているかを確認し、事業効果を高めるための改善策等を検討し、目標達成に向けての方向性を見出し必要に応じて最終目標値の見直しを行います。

【第 3 章 木更津市の概要】

人口は、毎年増加傾向です。生産年齢人口の増減に変化はみられませんが、年少人口が減少し、老年人口が増加しています。

高齢化率は、年々増加し R1 年度では、27.6%となっていますが、国、県に比較すると低くなっています。

R1 年度の平均寿命は、男性 80.6 歳、女性 86.5 歳です。また、健康寿命は、男性 79.3 歳、女性 83.2 歳です。H28 年度から比較すると、男性は平均寿命が 0.3 歳、健康寿命が 1 歳延伸し、女性は健康寿命が 0.7 歳延伸しています。H30 年度の本市の死因は、1 位 悪性新生物<腫瘍>、2 位 心疾患(高血圧性を除く)、3 位 脳血管疾患となっています。国・県と比較して割合が高い死因は、心疾患(高血圧性を除く)、脳血管疾患、自殺となっています。

【第 4 章 木更津市国民健康保険の概要】

本市における R1 年度の総医療費は、91 億 2,702 万円で H28 年度と比較すると 8 億 3,374 万円減少し、9.1%の減少率となっています。

計画では、入院費用割合を R5 年度までに 34.2%以下にすることを中長期目標としています。

R1 年度は 35.1%で、国・県・同規模市よりも 3.4～6.1%低くなっています。

生活習慣病関連医療費では約 2 億 4,871 万円減少し、7%の減少率となっています。

疾病別の医療費割合では、1 位 がん、2 位 筋・骨格系、3 位 精神、4 位 糖尿病、5 位 慢性腎不全(透析あり)の順に高く、H28 年度と順位はほぼ同様です。

また、R5 年度までに新規透析患者数を 30 人未満にする中長期目標を掲げています。

人工透析患者数は、全数では横ばい、被保険者千人対では増加傾向にありますが、R1 年度の新規透析患者数は 23 人で、被保険者千人対とともに、どちらも減少しており、中間評価では目標を達成しています。

【第 5 章 特定健康診査・特定保健指導】

1 特定健康診査

R1 年度の実受診率は、44.1%で目標 50%に達していません。新規受診率は減少傾向ですが、継続受診(3 年連続受診者)率は年々増加しており目標値を達成しています。

受診率の県内順位は 57 団体(医師、歯科医師、薬剤師の各国保組合含む)中 23 位で、県平均値より高くなっています。

近隣市では 5 団体中 4 位で、同規模市では 5 団体中 1 位です。

メタボリックシンドロームは H20 年比で 18.0%増加、メタボリックシンドローム予備軍では 27.6%減少していますが、H28 年比ではそれぞれ、1.4%増加、0.8%増加となっています。

R1 年度の健診受診者と未受診者の 1 人あたりの年間医療費を比較すると、受診者の方が 18,200 円安くなっています。健診を受けると、生活習慣病の発症・重症化予防ができるので医療費を安く抑えることができます。

健診受診者の生活習慣を分析すると、定期的な運動習慣を持たない人が急増、週 3 回以上朝食を抜く人が増加、間食している人は減少、飲酒機会・飲酒量は共に大きく減少し、飲酒をしない人が増加しています。

2 特定保健指導

対象者は年々減少しています。R5 年度までに 25%減の目標としていますが、R1 年度で 5.94%減となっています。実施率は増加傾向でしたが目標値を達成できない状況です。しかし、同規模市と比較すると、実施率は高値で推移しています。

集団健診受診者の特定保健指導実施率が 92.9%に対し、個別健診受診者の実施率が 24.1%で、その低さが目立ちます。特定保健指導を利用しない理由を辞退者に聞き取り調査したところ、「かかりつけ医あり 37.1%」「既に取り組んでいる・前回利用 27.6%」が約 3 分の 2 を占めています。このことから、健診受診の機会に医療機関から特定保健指導を受けるように勧奨していただくと、受診率が飛躍的に向上すると思われます。

県内順位は 57(医師、歯科医師、薬剤師の各国保組合含む)団体中 21 位で、県平均値より高くなっています。近隣市では 5 団体中 3 位で、同規模市では 5 団体中 3 位です。

特定保健指導利用後の変化を分析すると、保健指導の効果が顕著にみられたものは、「食生活」「運動習慣」「行動変容ステージの向上」で、保健指導の効果がみられたものは、「体重」「腹囲」「禁煙」「行動目標の実行」でした。

【第 6 章 保険者努力支援制度】

保険者努力支援制度とは、保険者の取り組みや成果を点数付けし、国から交付金を配分する仕組みとして、H30 年度から本格実施された制度です。当市の獲得点数は、県内 54 市町村中 21 位です。重症化予防、重複服薬の取り組み、データヘルス計画、医療費通知は満点獲得ですが、特定健診・がん検診、特定保健指導の実施率、メタボの減少率、後発医薬品、収納率、地域包括ケアの得点率が 50%以下であるため、今後の課題として取り組む必要があります。

【第 7 章 前期期間の取り組みと評価】

個別保健事業は、国保ヘルスアップ事業である、早期介入保健指導事業（若年期健康診査）、特定健康診査未受診者対策事業、特定保健指導実施及び未実施者対策事業、糖尿病性腎症重症化予防事業、脳・心血管病重症化予防事業、君津木更津薬剤師会と協働して行う重複服薬患者への保健指導、ジェネリック医薬品の普及促進、地域包括ケアに関する取り組みについて評価しました。

総合評価では、B（まあ、うまくいっている）としました。その理由として短期目標の指標では、「メタボ予備軍該当者減少」「糖尿病コントロール不良者の減少(HbA1C8.0 以上)」は達成していますが、その他の指標では目標達成していませんでした。しかし、中長期目標の指標は、目標をほぼ達成しており、改善が見られました。

また、大目標である平均寿命、健康寿命は、男性は両方が延伸（健康寿命は 1 歳延伸）、女性は健康寿命 0.7 歳延伸しており、当市の保健活動の成果が出ていると評価しました。

これらの結果を踏まえて、最終目標値を見直しました。（詳細は本文に記載）

【第 8 章 後期期間の目標と実施計画】

中間評価で新たに設定した目標達成のために、後期期間（R2 年度～R5 年度）の保健事業計画のもと、毎年、データヘルス計画の進捗状況等を評価し、PDCA サイクルの結果により、必要に応じて事業の見直しを行っていき、最終年度である R5 年度に最終評価を行います。